

久喜市議会  
令和元年 1 1 月定例会  
議員提出議案

## 議 案 目 録

議員提出第 3 号	久喜市議会会議規則の一部を改正する規則……………	1
意見第 13 号	核兵器禁止条約への参加を求める意見書……………	3
意見第 14 号	選択的夫婦別姓制度の国会審議を求める意見書……………	5
意見第 15 号	マイナンバーカードの取得「押しつけ」を行わないよう求める意見書	7

議員提出第3号

久喜市議会会議規則の一部を改正する規則

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年12月9日

提出者 久喜市議会議員

柿 沼 繁 男

岡 崎 克 巳

杉 野 修

猪 股 和 雄

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

久喜市議会会議規則の一部を改正する規則

久喜市議会会議規則（平成22年久喜市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条、第50条第1項、第52条第1項及び第55条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第70条の見出し中「（起立による表決）」を「（起立等による表決）」に改め、同条に次の3項を加える。

3 第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決をとることができる。

4 電子採決システムにより表決をとる場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

5 電子採決システムによる表決において、議長が表決を終了する宣告をした時点で、出席議員が賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していないときは、その出席議員は、棄権したものとみなす。

第77条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第84条第2項中「第83条」を「前条」に改める。

第114条中「すべて」を「全て」に改める。

第116条第1項中「すべて、」を「、全て」に改める。

第127条中「第1章」を「前章」に改める。

第138条第2項及び第159条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

電子採決システムによる表決を行うことができるようにするため、この案を提出する  
ものであります。

意見第 13 号

核兵器禁止条約への参加を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

2019年12月9日

提出者 久喜市議会議員  
川 辺 美 信  
賛成者 久喜市議会議員  
石 田 利 春  
田 中 勝  
田 村 栄 子

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

核兵器禁止条約への参加を求める意見書

核兵器を全面的に違法化する核兵器禁止条約は、2017年7月に国連で採択されました。この条約は、核兵器の使用や開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移転など幅広く禁止しています。また、核を使用するとの威嚇の禁止も盛り込まれ、核抑止力の考え方を明確に否定することにつながるものとなっています。

さらに、条約の前文には、日本語に由来するヒバクシャという文言も盛り込まれ、筆舌に尽くしがたい経験をし、核廃絶や平和への願いを世界に発信し続けてきた広島、長崎の被爆者の思いが汲み取られたものと言えます。

同条約は、50カ国が批准の手続きを終えたのち、90日後に発効することになっていますがいまだに達していません。条約制定の交渉会議に加わらなかった日本政府は、いまだ条約に不参加の姿勢を貫いています。

唯一の戦争被爆国として、政府は本来であれば核廃絶に向け先頭に立って条約への参加を果たし、他国にも参加を促し、参加できない国もどのような条件があれば可能なのか議論しなければなりません。日本政府の姿勢は、核兵器の廃絶を求める国際世論に逆行するだけでなく、被爆者の悲願を裏切り、日本の民意に背を向けたものです。

安倍首相は8月、広島と長崎の平和式典で、核兵器禁止条約にまったく触れないままあいさつを終えました。一方、長崎市の田上富久市長は平和宣言で「積み重ねてきた人類の努力の成果が次々と壊され、核兵器が使われる危険性が高まっている。」と指摘しています。核兵器禁止条約に参加しない日本政府の姿勢を「背を向けている」と表現して、「唯一の戦争被爆国の責任」として同条約への署名、批准を強く迫りました。ま

た、広島市の松井一實<sup>まついかずみ</sup>市長も「日本政府には唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約への署名・批准を求める被爆者の思いをしっかりと受け止めていただきたい」と述べています。

2017年には、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）がノーベル平和賞を受賞したものの、その後、米口のINF（中距離核戦力）全廃条約の失効、NPT（核不拡散条約）再検討会議の状況、核兵器の近代化の動きなど、核兵器廃絶に向けた動向がいま世界的に停滞しています。日本は、米国の核の傘や核抑止力に依存するのではなく、核兵器廃絶に向けた強いイニシアチブを発揮する時です。

核のない世界を目指す姿勢を積極的に発信し、核使用禁止の国際的機運を高め、核兵器禁止条約に参加すべきです。

よって国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く求めます。

## 記

1. 核廃絶の先頭に立って、核兵器禁止条約を署名、批准すること。
2. 核兵器保有国に対して被爆国として署名、批准を促すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  あて  
内閣総理大臣  
外務大臣

意見第 14 号

選択的夫婦別姓制度の国会審議を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

2019年12月9日

提出者 久喜市議会議員  
猪 股 和 雄  
賛成者 久喜市議会議員  
岡 崎 克 巳  
平 間 益 美  
川 辺 美 信

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

選択的夫婦別姓制度の国会審議を求める意見書

選択的夫婦別姓制度とは、結婚後に同姓を名乗ることもでき、夫婦が望む場合はそれぞれの姓を名乗ることも可能とする制度です。

法制審議会民法部会では、平成3年から婚姻制度等の見直し審議を行い、平成8年2月に、選択的夫婦別姓制度の導入を盛り込んだ「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申しました。法務省は、この答申を受け、平成8年と平成22年に改正案を準備しましたが、いずれも国会提出には至らず、今日まで審議されていません。

民法第750条に規定される「夫婦同氏制」は、明治31年の民法成立によって制度化されましたが、当時は家父長制により、結婚後は「家」の姓を名乗ることが慣習となっていました。それ以前は日本においても伝統的に武家の慣習によって「夫婦別氏（姓）」が一般的であったとされています。

最高裁は、平成27年12月、民法第750条に規定される「夫婦同氏制を合憲と判断」しながらも、「選択権が設けられていないことの不合理」については裁判で見出すことは困難とし、「国民的議論」や「民主主義的なプロセス」により検討されるべきだとして、民法の見直しを国会審議に委ねました。

選択的夫婦別姓制度を求める背景には、結婚後は男女いずれかの姓を名乗らなければならないとする「夫婦同氏制」の下で、多くの女性が事実上、男性の姓に変更することを求められ、改姓によってこれまで築き上げてきたキャリアが生かされないことや、改

姓を避けるために結婚を諦める方や事実婚を選ばざるを得ない方が少なからずいると言われています。

すでに世界中の国々では夫婦別姓、結合姓などが一般的であり、昨年3月の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は世界中で日本だけであることが明らかになっています。

そして、女性権利条約の批准や、男女同権意識の高まり、家族のあり方が多様化するなか、最高裁判決の趣旨を踏まえて議論を深め、選択肢を持てる法制度を求める声が広がってきました。平成30年2月に内閣府が公表した世論調査の結果では、法改正に賛成・容認が66.9%と反対の29.3%を大きく上回るなど、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた機運は、大変高まってきております。

よって、国会および政府に対し、選択的夫婦別姓の法制度改正について、積極的な議論を推進するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣

あて



意見第 15 号

マイナンバーカードの取得「押しつけ」を行わないよう求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

2019年12月9日

提出者 久喜市議会議員  
猪股和雄  
賛成者 久喜市議会議員  
杉野修  
渡辺昌代  
川辺美信

久喜市議会議長 上條哲弘様

マイナンバーカードの取得「押しつけ」を行わないよう求める意見書

2019年6月4日、政府はデジタル・ガバメント閣僚会議で、2022年中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定した「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を決定し、6月21日「骨太の方針2019」で閣議決定した。

マイナンバー制度は2015年10月にスタートし、2016年1月から交付開始のマイナンバーカードは、3年たっても13.8%の交付率（2019年8月現在、交付数約1,755万枚）にとどまり、最近では日1万枚前後しか交付されていない。それを今後3年余りで1億枚以上交付申請させようとするのは無理があるとしかいいようがない。

2018年11月の内閣府の世論調査でも「マイナンバーカードを今後も取得する予定はない」53.0%、「マイナポータルを利用してみたいとは思わない」62.2%、「マイナンバー制度に特に期待することはない」39.8%であった。

一方、「個人情報の漏えいが心配」は27%、「紛失や盗難が心配」も25%あった。プライバシー侵害への不安が拭い去れていないにもかかわらず、政府は当初、納税と社会保障、災害関連の3分野に限るとしていた利用の場を拡大する傾向にある。

政府は、マイナンバーカードの普及のために、「マイナンバーカードの健康保険証としての利用」を進めようとしているが、患者にメリットがなく、医療機関はセキュリティ対策や窓口でのトラブルに悩まされるなどのデメリットが予想される。

またもう一つの普及策として、市区町村に対して「交付円滑化計画」の作成を求め、市役所に来た住民をカードの申請窓口に誘導する、2019年度中に職員や家族にカードを取得させる、他の行政機関や企業、病院、店舗、自治会などに職員が出向いてカード申請を促進するなどを奨励しているが、これらは市民へのマイナンバーカード「押しつけ」にもなりかねない。

マイナンバーカードの取得は、あくまで本人の申請により任意である。これまでも総務省も「取得を義務づけることは、本人の協力を強要することになり適当でない」と述べてきた。

マイナンバー制度は導入の初期投資に2,700億円、運用に毎年300億円が必要とされる。その上、今回の普及策により、例えば医療機関にカード読み取り機を提供するために巨額の予算計上を行うなど、費用対効果の面からも大いに疑問がある。

よって、政府に対し、国民に対するマイナンバーカード取得の「押しつけ」を行わないよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  あて  
厚生労働大臣